

少し早いようですが  
水道管や給湯器の凍結にご注意を!

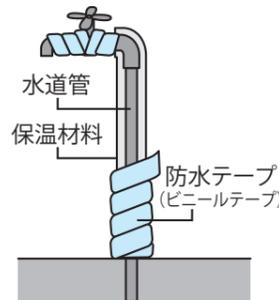
お問い合わせ先

安全サービス課  
☎077-528-2607

気温が氷点下1~2℃以下になると、水道管や給湯器等が凍結したり破裂したりする恐れがありますので、ご注意ください。

①水道管の凍結を防止するには?

凍結するのは、主に屋外に露出している水道管や蛇口です。そこに布やフェルト（保温材料）を巻き付けてから、濡れないようにビニールテープでしっかりと巻いてください。



②給湯器の凍結を防止するには?

給湯器の凍結を防止するには「電源プラグ」を抜かないでください。また、寝る前に給湯器の運転スイッチを「切」にし、お湯の蛇口を開けて、少量の水（糸を引く程度）を出しておいてください。

【注】ブレーカー等で電気を止めた場合は給湯器の水抜きをしてください。詳しくは、給湯器の取扱説明書をご確認ください。



③凍って水がでないときは?

蛇口を開放状態にして、凍った部分にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂する恐れがあります。

④管が破裂したら?

宅内バルブ（水道メーターから約30cm家寄りの丸いボックスの中にあります。）かメーターボックス内の止水栓で水を止めてください。破裂した部分にタオルやテープ等を巻き付け、指定工事店（大津市指定給水装置工事事業者）に修繕の依頼をしてください。（費用はお客様負担となります。）

漏水による認定について

お問い合わせ先

お客様センター  
☎077-528-2603

水道の使用量は、通常、メーターで計量します。しかし、地中などで発見できない水漏れ（漏水）により水道料金が非常に高くなった場合、漏水の発見後速やかに適切な修繕がなされていれば、メーターの計量ではなく、認定により水道の使用量を決定する制度があります。制度の利用には、指定工事店で漏水を修繕した証明書が必要になります。

井戸水等をご使用の皆さまへ

お問い合わせ先

料金収納課  
☎077-528-2014

下水道使用料は、通常、上水道使用水量を下水道使用水量（汚水排出量）として、算定しています。下水道に接続済みの施設（家や事業所など）で、井戸水や雨水など水道水以外の水を使用して下水道に流す場合は、汚水排出量に応じた下水道使用料がかかりますので、届出をしていただく必要があります。

一方、庭や畑などの散水、工場内の機器等に大量の水道水をご使用の場合は、下水道に流れない量が明確であれば、届出によりその分の使用量を減らせる場合もあります。（お客様には、メーター設置の費用負担、毎月の使用量を報告していただく必要があります。）

室内でガス機器を使用される時は、  
「換気」をお願いします

お問い合わせ先

ガス施設管理室  
☎077-528-2610

ガスストーブ、ガスファンヒーターを  
ご使用の皆さまへ

ガスストーブやガスファンヒーターを使用する場合は、30分に1回（1~2分）程度換気をしてください。スプレー缶や燃えやすいものは近くに置かないでください。



ファンヒーターのフィルターは、冬期の使用前や使用期間中に定期的に清掃を行ってください。

小型湯沸器をご使用の皆さまへ

小型湯沸器をご使用の際は、必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気してください。



熱交換器（湯沸器上部）の汚れや詰まり、使用中に度々消えるなどの症状がある場合は、ガス機器販売店または機器メーカーに連絡し点検修理（有償）を受けてください。

ガスの安全点検

お問い合わせ先

ガス施設管理室  
☎077-528-2610

ガスを安全に安心してお使いいただくため、定期的（4年に1度）にお客様宅のガス設備の点検（15分程度）を実施しています。

点検には、大津市企業局発行の業務委託証を携帯した委託業者（株）大津ガスサービスセンターの社員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

※メーター検針時の『ご使用量のお知らせ』（検針票）に、安全点検の予定を記載しています。



点検月	地 域
平成30年 11月	坂本二丁目、唐崎一丁目~三丁目、弥生町、穴太一丁目~二丁目
12月	穴太三丁目、下阪本三丁目、唐崎四丁目、滋賀里三丁目~四丁目、見世一丁目~二丁目、際川一丁目~二丁目
平成31年 1月	際川三丁目~四丁目、あかね町、蓮池町、神宮町、南志賀一丁目~三丁目
2月	南志賀四丁目、高砂町、滋賀里一丁目~二丁目、観学一丁目~二丁目、柳川一丁目、桜野町一丁目、錦織一丁目
3月	錦織二丁目~三丁目、二本松、柳が崎、柳川二丁目、鏡が浜、松山町

（地域によっては、一部変更になる場合があります。）